

令和5年9月

お客様各位

備北信用金庫

当金庫のインボイス対応について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客様からお支払いいただきました各種手数料の消費税につきましては、当金庫が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除が受けることができます。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号 T9260005005844

当金庫のインボイス発行はお取引形態により以下の通りとなります。

- ・店頭窓口でお支払いいただく各種手数料(代金取立手数料、手形小切手発行手数料、両替手数料など)の領収書は、インボイス要件を満たした書式に改訂します。また、複写式の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料につきましては、振込依頼書をインボイス要件を満たした振込依頼書に改訂します。店頭窓口でお支払い頂く各種手数料の領収書は大切に保管下さい。
- ・インターネットバンキング(IB)手数料、ホームバンキング(HB)振込手数料、夜間金庫利用手数料などの口座引き落とし手数料は、月間の手数料実績(インボイスデータ)を作成し、インボイス管理票を発行します。また、店頭窓口の口座振替手数料につきましては、インボイス要件を満たした振替結果をお渡します。各サービスでお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイス管理票の発行をご希望されるお客様に発行します。尚、各種手数料の実績票をDM、メール配信で送付することを予定しておりますので、DM、メール配信希望のお客様は窓口へお問い合わせください。(令和5年10月の手数料実績を令和5年12月発送配信予定)
- ・ATM、自動両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。そのため、ATM、自動両替機から出力される「ご利用明細書」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改訂を行っておりませんので、ご了承下さい。「ご利用明細書」等は大切に保管下さい。

以上